

IV 学校保健

1 学校保健計画の作成

(1) 法的根拠（学校保健安全法）

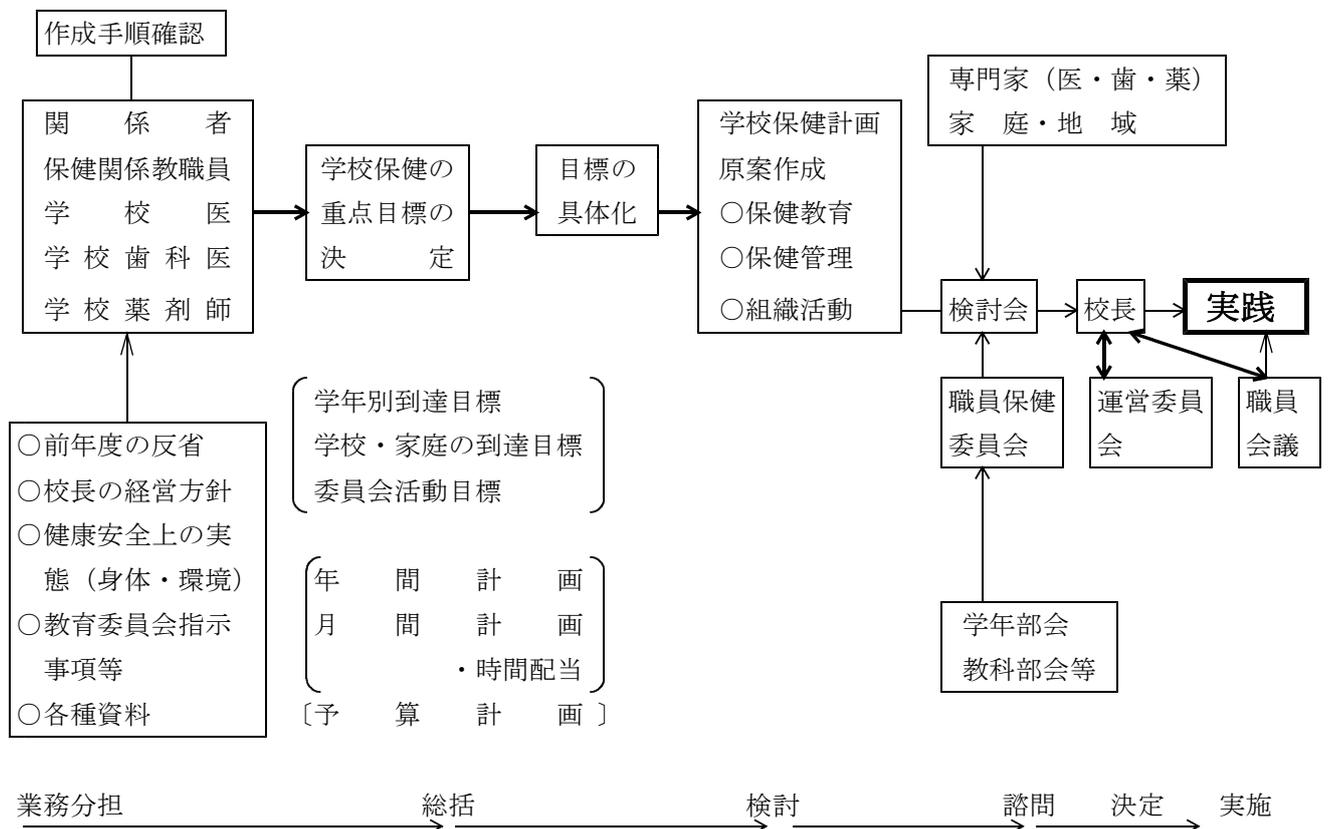
保健主事は、学校保健計画作成の中心となり、その円滑、適正な実施を推進することが重要である。学校保健安全法第5条（昭和33年法律第56号）において、「学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない」と規定されている。

また、平成20年7月9日付け20文科ス第522号「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について」では、「第二 留意事項 第1 学校保健安全法関連 二 学校保健に関する留意事項」に学校保健計画について次のように示されている。

- 1 学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであること。
- 2 学校保健計画には、法律で規定された①児童生徒等及び職員の健康診断、②環境衛生検査、③児童生徒に対する指導に関する事項を必ず盛り込むこととする。
- 3 学校保健に関する取組を進めるに当たっては、学校のみならず、保護者や関係機関・関係団体等と連携協力を図っていくことが重要であることから、学校教育法等において学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとされていることも踏まえ、学校保健計画の内容については原則として保護者等の関係者に周知を図ることとする。このことは、学校安全計画についても同様であること。

各学校においては、これらの留意事項を踏まえ、学校における保健管理と保健教育、学校保健委員会等の組織活動、学校保健活動の年間を見通した総合的な基本計画となるよう作成することが大切である。

(2) 学校保健計画作成の手順（例）



(3) 学校保健計画の内容

① 保健管理に関する事項

- ・健康観察や保健調査
- ・健康相談
- ・健康診断及び事後措置
- ・感染症の予防
- ・環境衛生検査及び日常における環境衛生
- ・その他必要な事項

② 保健教育に関する事項

- ・体育科・保健体育科の保健に関する指導事項
- ・理科、生活科、家庭科、道徳等関連教科における保健に関する指導事項
- ・総合的な学習の時間における保健に関連する指導事項
- ・学級活動・ホームルーム活動における保健に関連する指導事項
- ・学校行事の健康安全・体育的行事の保健に関する行事
- ・児童会活動・生徒会活動で予想される保健に関する活動
- ・個別の保健指導
- ・その他必要な事項

③ 組織活動に関する事項

- ・学校内における組織活動
- ・学校保健に必要な校内研修
- ・家庭、地域社会との連携
- ・学校保健委員会
- ・その他必要な事項（学校保健活動の評価等）

(4) 学校保健計画作成上の留意点

- ① 児童生徒や地域の実態、学校種別、規模等に即して自校の実情にあった計画を作成する。
- ② 収集した情報を活用して、学校の実態に即した適切な計画にする。
- ③ 学校の教育方針、諸行事を考慮して、実施の重点事項を精選し、有機的な関連をもたせる。
- ④ 保健管理と保健教育との関連を明確にしておく。
- ⑤ 学校内関係者の一方的な計画にならないように、設置者はもちろん各関係機関との連絡・調整を図る。
- ⑥ 関係教職員の理解と関心を深めるとともに、責任分担を明確にする。
- ⑦ 家庭や地域社会の保健活動との連携を図る。